

平成22年4月

第8回

災害土砂処理委託調査

特別委員会会議録

4月28日（水）

防 府 市 議 会

○日 時 平成22年4月28日(水) 午前9時00分

○場 所 議会棟3階・全員協議会室

○調査案件

(1) 災害土砂処理委託調査について

- ① 一般廃棄物にした理由・経緯
- ② 県と市の協議の内容
- ③ 契約に至る経緯
- ④ 国庫補助金について
- ⑤ 一般廃棄物処理業の許可を得た経緯

○出席委員(15名)

災害土砂処理委託調査特別委員長	伊 藤 央
災害土砂処理委託調査特別副委員長	大 田 雄二郎
災害土砂処理委託調査特別委員	安 藤 二郎
〃	河 杉 憲 二
〃	木 村 一 彦
〃	重 川 恭 年
〃	田 中 健 次
〃	田 中 敏 靖
〃	土 井 章
〃	藤 本 和 久
〃	松 村 学
〃	三 原 昭 治
〃	山 田 耕 治
〃	山 根 祐 二
〃	山 本 久 江

○欠席委員(0名)

○委員外議員（1名）

行 重 延 昭

○出席書記

森 重 豊

午前9時 開会

○伊藤委員長 それでは皆さん御起立ください。

ただいまより災害土砂処理委託調査特別委員会を開催いたします。よろしくお願ひします。

本日の委員会は公開といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議ないものと認めます。それでは公開とさせていただきます。

これより議事に入ります。本委員会に付託されました災害土砂処理委託についての調査の件を議題とし、調査を進めます。

まず1点、報告をさせていただきます。皆様、御協議いただきて決定いたしました他の弁護士さんに対する法律相談であります。26日に議会事務局長と私のほうで市内の永田弁護士さんのほうに御相談に伺いました。その場での回答というのがなかなか難しいということで、さらに文書による回答ということをお願いいたしましたので、5月6日にその見解について回答いたしたいということでございましたので御報告させていただきます。

さらにお手元にお配りをしておりますように、前回の委員会において決定しました県福祉センター前主幹の末吉さんに対する質問、これの回答ですね。それと、市の顧問弁護士の中山弁護士さんからの回答がございましたので御確認をいただきたいと存じます。

ちょっと確認していただく時間をとったほうがよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは暫時休憩といたします。

午前9時03分 休憩

午前9時14分 開議

○伊藤委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

求めたものが出てまいりましたので、これを踏まえてこれまでの参考人に対する質疑、それから記録の提出等によって明らかになったもの等々について、これまでの取りまとめを行っていきたいというふうに考えております。

なかなか当初の付託事件を5つほど上げておるわけですが、これに分類してそれぞれを取りまとめしていくという方法がまずは必要という御意見でありました。なかなか、これにすべて当てはめるとというのが難しい部分もございます。

まず御確認をいただきたいんですが、1点目の一般廃棄物にした理由、経緯ということでありましたが、これについてはもう9月15日の顧問弁護士からの回答というこの1点であろうかというふうに考えておりますが、その他何かございますか。それ以外に、この理由、経緯とか根拠というものが見当たらないと思われますので、これについては9月15日の顧問弁護士からの回答を根拠に市がそう判断したと、このようにしたいというふうに考えております。土井委員。

○土井委員 顧問弁護士の回答そのものですけど、顧問弁護士の回答を報告書で上げているのに僕はこだわっているんですけども。本当に4条なのか。どの解説書を見ても6条の2なんですよ。この間、彼らがくれた分だって4条じゃ読めませんよ。6条の2でないと。県も6条の2と言うたし。

だから、ええかげんな報告書上げているということですよ。

○伊藤委員長 その部分……。

○土井委員 いや、弁護士にもう一遍照会してもええぐらいの気持ちですよ、僕。4条だとおっしゃるなら、弁護士が、本当に。

○伊藤委員長 市側に再度確認したんですが、これは4条だということでありました。ただ県の参考人の方に対する調査では、根拠というのは6条だと。廃掃法の6条であるという回答も得ております。

○田中健次委員 きょうは整理ということなのでしょうから、廃掃法の一般廃棄物にしたということについては、大方全体で理解をします。ただ、後、その根拠について、市が上げている4条というのが適切かどうかについては、後また議論をしますと、そういうことでいいんじゃないかと思うんですけど。

○伊藤委員長 今御意見がありましたように、市の判断基準である4条であったという事実というか、答弁について、我々で認識しておく。で、果たしてそれが正しかったのか、6条で判断すべきではなかったかということについては、また続けて協議をすることによってよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。1についてはそのようにいたし

ます。

続きまして、県と市との協議の内容ということではありますが、皆さんお互いの、参考人の答弁をお聞きになったことだろうと思いますけども、そごのポイントというのが何点かあるんじゃないかと。

大きなポイントを申しますと、1つはグレーゾーンという言葉に対する解釈、もう1点は具体的な処理計画、県が求めた具体的な処理計画というものに対する解釈というか認識の違いが両者にあったと。この2点が大きなポイントではないかというふうに考えておりますが、その他いかがでしょう。

○木村委員 これはほかの項目に入るんかどうかわかりませんが、私はこのスケルトンなり、ほかの処理施設の県の許可に要する期間がどのぐらいだったかというのが一番大きなポイントになるんじゃないかと。つまり、この前聞いた限りでは、県の説明では、いずれにしろ通常は1カ月以内でこれはできるんだと、許可は。いうことははっきり何回も明言されてましたね、通常は。

○伊藤委員長 標準は60日ということだったと。

○木村委員 標準は60日と言ったっけ。（「ただ、この分については1カ月」と呼ぶ者あり）このスケルトンなんかについては1カ月ということを書いてましたね。これは要するに標準的な期間であろうということを書いてました。

市のほうは当初は1年あるいは半年と、こういうふうに書いてましたんで、この期間の——許可に要する期間の認識のずれというのは大きなことじゃないかと。許可するのは県ですから、県の言明が私は重要であろうというふうに思っています。

○伊藤委員長 県の答弁については長期という言い方を当初しておったということでした。市もそういう答弁がございましたが、それを市は半年から1年というふうに解釈したということであったかと思っております。

○土井委員 木村さんと全く同じ意見なんですけれども、あくまで、僕に言わせると、耳かきか孫の手ぐらいの重機に最後の最後までかたくなに固執し過ぎた、これが僕は失敗のもとだろうと思いますよ。

ですから、9月の初めと言ってましたよね、県に相談があったのは、そのグレーゾーンか許可が要するのかというのが。8月25日に許可を維新さんはとられて、もう9月の初めには相談をしとるわけですよ、県に。県はトロンメルについては許可が要ると。そしてスケルトンについてはグレーゾーンだと。それはおかしいというんで中山先生のところへ問いに行ってるわけですよ。

いずれにしても5万立米の処理をするのにね、スケルトンじゃ、トロンメルじゃという

ようなものじゃ、それは戦車一個大隊ぐらいの重機が入らんと、それは無理ですよ。それをなぜかたくなにやったかということ。

加えて、一番、僕、疑問に思うのは、2月15日に、許可業者はそこしかおらんから、そこと協議に入りますよという話ですよ。その許可業者は何をもってかというたら、それは市も絶対理解しとかんにゃいけんことは、トロンメル1基とスケルトンバケット1基なんです。3年かかる、計算したら、それだけじゃ。それしか使えんわけでしょ、そのときには。許可が出ているのはそれだけで、みなし許可が出ているのはその2基だけですから。

その2基だけを根拠に、その2基だけを使って処理をする協議に入っておるんですよ。協議に入っておる。これはとても許せるもんじゃない。要するに3年かかる。事故繰越まで、それこそ継続費をセットせんにゃいけんぐらいのもんですよ。

おまけに執行部は知っていたかどうか知りませんが、その維新さんはもう8月25日に、とりあえずトロンメルとスケルトンバケットの許可をとったら、9月の初めには自走式スクリーンの許可を得るべき（「ミニアセス」と呼ぶ者あり）ミニアセスというか、ミニアセスもペーパー上のミニアセスですよ。実際には何もしません、しません、しませんで、もうそこまで作業に入っとるわけですよ。

同じようなことを市内の協会とかそんを通じてやらせておけば、県も言ってましたけども、災害土砂の処理については環境省も指令前着工してもOKだと。事実、指令前着工した分がいっぱい補助金の申請に上がってますよね。瓦れきの処理とか何とかかんとかというのは補助金の補助申請を見たら、7月から8月から9月ぐらいまでの、出しているのは指令前着工そのものですよね。それも全部認めてくれとるわけで。とにかく1日も早く処理しなさいという、その観点からすれば、確かに環境省が言う未契約繰越はまかりなりませんよと、当たり前の話ですよ、7月の災害ですから。

それにしては、なぜそこまでかたくなにトロンメルとかスケルトンバケットの許可がどうじゃこうじゃ、どうじゃこうじゃと固執したのかというのが全くわからん——ということを僕は言っておきたいと思います。

○伊藤委員長 わかりました。ただ、今、付託事件5点に沿ってちょっとやりますので、まず今回の調査、これまでの調査によって参考人への質疑、それから提出された記録などによって明らかになった点、これを整理していきたいと。その後、先日、前回の委員会で調査報告書作成のポイントというものを皆さんに配付いたしましたが、それに沿ってどのようなものが問題になったか、さらに当委員会の判断というものを加えていきたいというふうに考えてますんで、まずは付託事件の5点、これに沿ってこれまでの調査の中から特

筆すべきところ、これについてまとめていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○田中健次委員 県と市の協議は、グレーゾーンの解釈から始まって、いろいろ違うんですけども、市のほうは10月16日に県のほうと協議したものについて報告書を、上司に上げるような形のものだと思うんですが——というより、市の内部で報告するということだと思うんですが、こういったものが上がっておるわけですよ。それを見る限り、グレーゾーンというのは市で解釈しているということであったんだろうと思うんですよ。少なくとも健康——保健所ですよ、保健所と市との間は。

そうやって見ていくと、12月1日にメールで、県のほうからクリーンセンター御中という形で来たメールの文書なんですけども、この処理計画について御回答くださいというような、様式は問いませんというような形でありますけども、これがどういう意図で県のほうから市にされたのか。

県の考え方であれば、これは何回も口頭で指導するというのか、計画を出してくれということの延長線上のものになるわけでしょうし、ただグレーゾーンというのが市の解釈であれば、これは補助申請のための、その準備の書類ということにしか映らないわけですよ。そういうことから見ると、県がこの12月1日に文書で指導したということの説明はちょっと受け入れがたいような気がしてならないのですけれども。

これは後の補助金との関係にもありますが、12月18日の文書を見れば、12月1日の中身はわかるわけで、この辺の一連の経過については、非常に県の内部での意思統一が十分されていないということの反映が、何かあらわれているような気がしてならないわけですけれども。そういう意味で市が県の行政指導に翻弄されたと、1月の26日にかけてですね、そういうふうな感じを私は持っております。

それで、もう一つは、これまでは廃棄物処理施設としてなかったトロンメルバケットについて、9月の段階で県が、これは処理施設だというふうにしたと。それからさらに1月の26日でスケルトンについてもそういうような、防府市のものについてはそういうふう判断をしたというところで、防府市にとってみればその辺は非常に厳しい選択を迫られたと。そういうようなのが県と市の協議の内容ではないかというふうに考えています。

ただ、その後の対応については私は、市についてもかなり問題点があったという認識をしておりますけど、またそれは別の機会で述べたいと思います。

○土井委員 12月1日の県からの照会文書は12月18日の準備の資料だと解釈できるという話でしたが、僕は2つの点からそれは間違っていると。

一つは、もし照会の趣旨がわからなければ市は聞けばいいわけですよ。この趣旨は何

かと言うて、それが一つ。

もう一つは、書類について初めて協議をしたのは12月11日なんですよ。12月11日、その書類をもって協議をしたのは。それ以前にこういうものを出してくれって、一応県も書類を見て、次のステップに行くときに、書類を見せてもらったけどようわからんところがあるから出してくれという文書ならわかりますが、一番最初に文書をもって国の準備のための、あれは、たしか12月11日、18日、そして本番の1月13日ということですから、まだ何も書類を県は見てない段階から、これはこの書類を出してくれというのは、国庫補助申請とは全く無縁のものであるというふうに僕は思います。

○山根委員 県と市の協議の内容についてですけれども、いろいろ内容的にはこれまで協議をして、わかってきたことですから、どうすればよかったかと。合法的に業者との契約を市が行うためにはどうすればよかったかということ、今まとめていっているんだと思うんですけども。

そこで、ここにグリーゾーンという双方の協議があったということは、きょうの県の資料からもわかったわけでありますから、このグリーゾーンということが出たときに市の対応がどうすればよかったかということ、私は今ちょっと感じたんですけども、このグリーゾーンのまま進めていったということがあったわけですけども、そうではなくて、このグリーゾーンというのをしっかり合法的に進めるにはどうしたらいいかという市の対応が甘かったと、間違っていたということ、今非常に感じます。

結局、市が業者との契約をするために県にお伺いを立てているわけですから、その時点で、県の内部の協議がどうこうあったということも今ちょっと出ましたけども、それよりも市が県に対して、このグリーゾーンを解消するにはどうすればいいかと、その10月の時点でどんどん詰めていくべきであったということを感じております。

以上です。

○田中健次委員 12月1日の文書は、これだけ見る限り、どういう意図で出されたのかということがはっきり、この文書には書いてないわけですよ。ただ照会があったから答えてくださいということしか書いてないわけですね。

だから、そういう意味で、これについて、処理計画についてということであるので、それはたしか12月の何日かに電話で返事をしたと、もう少し先になりますということ、返事をしたということで、市のほうにはそういう形でスケルトンが対象になるという認識が、10月の県との協議の段階からなかったわけで、その辺が問題になるということであれば、これについては当然切迫する問題ということになるわけでしょうけれども。

こういう指導はしてないということですけども、県のほうはですね。市の、この報告

の文書でいけば対象としてない、それがつまりグレーゾーンということであいまいなわけですけれども、スケルトンである程度大きな木くずを除去し、その後、人海戦術で小さいものを取り除く方法だと。この認識で県が最後までいけば、この12月1日の文書は、ただ処理計画についての問い合わせの文書にしかすぎないわけで、それについてはもう少しかかるというふうに電話で返事をしたと。そのことを県の課長さんは承知をしておりませんでしたけど、そういう形で健康福祉センターのほうに報告したと。そういうことですから、その辺はおかしいことはないと思うんですけども。

○伊藤委員長 さっき山根さんが言われたのとは違って、グレーゾーンというのは白として解釈して進めたとしてよかったという考えからの意見ですかね、今のは。悪いと思っていなかったというのは。

○田中健次委員 いや、グレーゾーンという意味がそこについては判断をしないでおくと、そういう意味のグレーゾーンという言葉だったというのが市の解釈ですよ。

○土井委員 こんなことで時間を費やしたくもないですけども、この12月1日の文書にいくまでには2度、3度と、出せ、出せ、出せと県は市に催促した上での12月1日ですから、市もおよそ何の目的であるかということは想定をしておかなきゃいけないし、想定はしてると思いますよ。

いきなり12月1日のが来たら何の分やらわけがわからんから、それじゃったんならこれは何のためですかと聞かんにゃいけんし、少なくともここに至るまでに県は何度も何度も、出せ、出せ、処理計画を出してくれんにゃわからんと、判定できんぞと云った上でのこれですから、それはおのずと答えは出ていると思いますけどね。

○田中健次委員 そののだから認識なんですけれども、市のこの文書で、この内容で、もし市と県が考え方が一緒であれば、県のほうはそういう形で取り除くという方法で進めるということになるわけですから、その処理計画を出せというふうに言うことが、そのスケルトンについての判断の問題ではなくて、事業を進めるという意味での処理計画を出せという話になっていくわけですよ。

だから、市の報告の文書がこのとおりであるとすれば、県が言うことが、後、みんなずっと崩れていくわけですよ、この10月16日の報告文書のこのとおりであれば。これが違っていれば何ですけども。ただ、10月16日のこの文書が違うというような県の文書はないんですよ。口頭では「こんなことは指導してません」というふうに言っているんですけども、それを裏づけるような文書は、ちょっと見たんですけども一つも見当たらないんですよ。

県と市の関係でいけば、唯一市の言っていることが裏づけられる資料がこの報告文書で

上がっているわけですよ。この報告文書が正しければ、県が言っていることはみんな1月26日までに何回も指導していたということは違って来るわけですよ。

そういう意味で、この市の報告文書に相当するような県の文書があれば、それはまた話が違ってきますけれども、市のほうからこういうような報告文書が上がっているのに、県のほうからはそういう文書を出していただけていないということは、1月26日までの経緯でいけば、はしごを外されたというような形の市の主張が基本的には正しいというふうに見るべきじゃないかと思うんですけれども。

○伊藤委員長 今、それを、どっちが正しかったか——先ほども申しましたけれども、正しくなかったという判断をここでするのは難しいというふうに思っておりますので、わかった事実のみを整理をしたいということをもう一度申しておきます。それを今、幾ら言い合っても、多分どっちが正しいという裁定は下せないというふうに思います。

○田中健次委員 そういうことでいけば、県のほうにそういうような市と協議した内容についての報告の文書ですね、そういうものが資料としてないので、そういうものを出していただきたいということをちょっと、それを照会していただくというのか、それがなければ私は市の言い分を信じるしかないわけで。そういうふうに市と県が協議したということの報告を県の側の報告文書であるのか、ないのか。

○伊藤委員長 これは県……、内部文書ですよ。

○土井委員 僕はそれは必要ないと思っているんですが、それはなぜかと言いますと、10月16日の後に、10月30日に結果的にはその文書がどうのこうのという話がありましたが、市は10月30日にこの間の10月16日の分じゃちょっと不安じゃのうちゅうことで10月30日の文書を出しとるわけですよ。その10月16日のスケルトンと人海でやっちゃあどうかといたら、ああ、ありがとうございますというんだったら、何も10月30日の照会は要らんですよ、実は。

だから、やっぱり10月16日から10月30日の間に、やっぱり何か県が言うのももう一遍ちょっと確認せんにゃいけないのうちゅう、不安なり何なりというのがあったから10月30日の文書行動に出とるわけであって、10月16日で、これでやったらどうかとアドバイスがあった、うん、ありがとうございますと、それで進めばええわけですよ、実は。それはそうではないという証拠が10月30日の県に対する、一応結果的には文書が出た、出したとか出さんとか言ってますが、交渉を進めておるわけですよ。僕はそれだというふうに思います。

○山根委員 スケルトンである程度大きな木くずをとということで、今、田中議員言われましたけれども……、

○伊藤委員長 静粛に願います。

○山根委員 やっぱり田中議員が言われていることが正しいかもしれませんが、それを今、追及していくと、犯人捜しになりますんで、それをやっていくんじゃないかと、こうすべきであったという議論をすべきじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○伊藤委員長 こうすべきであったというまでいかないところで整理していただきたいというところです。今わかった事実関係のみを——今の段階です。その後、またちょっと、それをどう判断するかの話がありますけども。

○松村委員 スケルトン、トロンメル1基のみをみなし許可をしたかどうかというところでしたけども、県の説明では何基も許可をしたわけじゃなくて、スケルトン、トロンメル1基ずつのみみなし許可をしたと。こういう中で計画を立てなきゃいけなかったわけですが、実際市の計画はそうじゃなかったわけで、その辺に食い違いがあったという事実がわかったのではないかなと。（「いや、違うでしょう」と呼ぶ者あり）

○伊藤委員長 発言があれば挙手にてお願いします。三原委員。

○三原委員 たしか県の説明では台数について私たちは言ってないと。スケルトンとトロンメルということについて聞かれたから、その点についてはみなし許可は認められますという回答だったと思うけどね。

○伊藤委員長 違いますよ。台数については言ってないんですけども、みなし許可が与えられるのは当時の許可を所有しているものについてで、それから何台増やしてもいいというわけではないという答えがありました。

○木村委員 グレーゾーン云々という問題の前提として、廃掃法では日量5トン以上の処理能力がある処理施設については、基本的にはこれは許可を要するという事になっているわけですね。ただ、それを許可要件とするかしないかは都道府県知事の権限に属すると、こうなっておるわけです。だから、それは少なくとも廃掃法に通じている人なら、いわば常識的なことじゃないかと思うんですね。

だから、それが前提になっているということを考えないと、やれ、グレーゾーンだ何だということであったけども、私はそこから、本来なら市のほうもそれは当然知っておくべきことだし、日量5トン以上だったら許可が基本的には要るんだと、それを前提にいろんな交渉がされているというふうに理解しないといけないんじゃないかなと思います。

○藤本委員 先ほどの田中委員と同じようなことですが、10月16日に口頭でいろいろ協議をしたと。市もやはり確実な仕事をしたいということで、文書による回答を求めたわけですね。それに対して県は文書の回答は差し控えたいということで文書で回答して

ないわけです。ここに私は問題があったのではないかなというふうに思います。

○**山本委員** 今後のちょっと運営の方法なんですけども、今、この間、質疑の中でいろいろ問題点と感じているところを述べられておりますけれども。進め方なんですけどね、今、県と市の協議の内容をどういった点でまとめていくのかということ、議論をこれから進めていくようになるんですかね。どういう方向になるんでしょうか。

○**伊藤委員長** 今ですね、要は県と市との食い違いというのがあったと、当初からそういう認識があったわけですから、それについてどの部分が県と市とで認識のそごになったのかと、その認識の食い違いというのは何が食い違っていたのかということ、今整理しとるということです。ここに現時点で我々の判断を加えるという話ではありません。

○**山本委員** それでですね、かなり時間をかけて、市の方もそれから県の参考人の方にもいろいろ聞いたんですが、少し——議事録はかなり時間がかかるとおっしゃいましたですかね。少し、もうちょっと整理をしなくちゃいけないと思うんですよね。このままでいきますとお互いの委員の言い分も当然出てくるのも確かなんですが。どうでしょうかね、少し、県がこういうふうに言った、市がこういうふうに言ったということで、きちっと整理をする期間が必要じゃないかなというふうな気持ちもあるんですが、いかがでしょうかね。

○**伊藤委員長** これまで出ていただいておって、皆さん、その答弁を聞いておられるんで、頭の中で整理していただいておるとい認識のもとで進めていっておるんですが、これを議事録、会議録という話になりますと、業者に今、委託しておりますんで、それなりの時間がかからないと出てこない。その会議からおよそ1週間後に校正が済んでないものが上がってきますが、土日または祝日等の関係も入ってくるだろうというふうに考えています。

○**土井委員** 議事録もそれは必要かもしれませんが、今ここで、県があねえ言うた、市がこねえ言うたって、その違いをどっちがうそを言ったかというのを捜してもしようがないんですよ。山根さんがおっしゃるように、どうすべきであったか、どうすべきであったかということのほうが僕は重要だと思いますよ。

その観点においては最初に申し上げましたように、いつまでたってもスケルトンバケットとトロンメルみたいなのにこだわるんじゃなくて、それこそ今、4月になってやっておるような自走式スクリーンとかそんとで、年度末までに工事が終わるような方法をなぜグレーじゃ、要るじゃと言われたときに、そっちに走らなかったかというほうが僕は大事だろうと思いますよ。

○**伊藤委員長** その判断まで、まだいかないでください。

○**土井委員** 県とどっちがうそを言うたかどうかいってあら掘りしてもしようがないです

いね。

○伊藤委員長 ですから、県と市と協議の内容という、付託事件というのは、とにかくそごがあったんだというところから始まるとるわけであって、そのポイントとしては一つはグレーゾーン、それから具体的な処理計画というものに対する認識が違ったということ、それから今、藤本委員がおっしゃった文書による回答を県のほうがすべきであったと、その3つかなという気がするんですが。ポイントとしてはそのあたりでよろしいですか。どうぞ手を挙げてお願いします。三原委員。

○三原委員 すみません、何のポイント……。

○伊藤委員長 今、事実関係をまとめるポイントです。どこの食い違い、大きな食い違いというのはどこにあったかというポイントです。県と市の言い分が食い違っているということですよ。

○三原委員 今、土井委員が言われたように、食い違いは確かにだれもがわかりますね、どこが違ってたって……。

○伊藤委員長 我々はわかるんですが、市民にわからせんといけんのです。

○三原委員 いやいや、いいんです、わかるんですよ。それはまとめの中で、その食い違いをまとめて、前回たしか、そういう部分で委員長がまとめるとかという話じゃなかったですかいね。

○伊藤委員長 これまでの質疑をまとめるという話もあったんですが、事務局とやりましたが、ちょっと不可能です、日数的に。それを今までの質疑と答弁をまとめるというのは不可能でした。

○三原委員 それでですね、さっき土井委員の話の続きになるんですけど、言うた言わんということも大変重要なことで、大事なことだと思います。これまでやってきた、また参考人で招致した中で、事実関係ではっきり、また出てきたことがありますよね。

例えばの話ですよ、例えば先ほどから出ている12月1日に県のほうから文書で処理計画を出してくれと言われたのに、市は出してないと、これも一つの事実で、どうして出さなかったのかと、なぜ出せなかったのかとか。

例えば、もう一つは契約の時点において、契約の中には処理方法としてスケルトンとトロンメルにしとるのに、どうして自走式スクリーンで積算がされているのかとか。それと相手業者に対してもですよ、通常考えられないと思うんですが、私は。それも人・物・金ということで大丈夫だという判断をしたとか、そういうすごく大変、僕はそういう重要な部分がかかり出てきておると思うんですよ。

だから、そういう部分をちょっと皆さんで出し合って、事実関係の中でもうやっていく

しか、言うた、言わんで、どっちが正しいか、正しくないかってやったって、これは切りがないと思います。というのは、口頭でやられていることだから、どうも話ができんと思います。

だから、そういう事実的に出てきた部分で、本当に適切だったのかどうかという部分をもっと詰めていったほうが、よりわかりやすく、まとめやすくなるのではないかと思います、ということです。

○伊藤委員長 私の説明がまずいのかもしませんが、それはこの後にやりたいというふうに考えています。

まず、私は当初から細かく付託事件を分けなくてほしいと皆さんにお願いしたんですが、結局5つほど出てきまして、付託事件になっているからにはこれに対する調査の結果を報告書でまとめなければなりません。まずは1から5まで、これが付託事件としてしまいましたから。ですから、この付託事件に沿って事実関係を整理すると、わかったことを整理すると。その後で我々の判断、こうすべきであったのではないか、この部分が市の手続が適切ではなかったというものについて出していくと。

まずはこの付託事件について、事実を整理しないことにはその先に進めませんので、この付託事件をただ1点、土砂処理委託についてということであれば、今のようやり方可能だと思いますけれども。まず、この5点について事実を出していかないと、報告書になりませんので。

○木村委員 今の委員長の話に基づいて再度言いますが、県と市の協議の経過で食い違いの一番大きなものの一つは許認可に要する期間、この問題が最大の問題だと私は思っています。県の側は、先ほどの繰り返しになりますが、スケルトンについては1カ月前後というふうに何回も言ってますし、それから1年や半年かかるとは言ったことはないというふうにはっきり言ってます。だから、その辺の食い違いがあるということはやっぱり、それはどっちが正しいかというのはこれからの問題ですが、とりあえず今の段階で食い違いの大きな問題というのはそこがあるんじゃないかということです。

○土井委員 まず、半年か1年というのは、あるいはクリーンセンターの所長も、相当長期間ということが半年から1年ちゅうのは自分らで判断したと言いましたよね、たしか。県から言われたとは言ってませんでした。だから非常に変な日にちを変えた、だからちゃんとした環境アセスメントのことを考えていたのかもしません。

まあ、それは別として、先日の委員会ときに委員長から項目立てをくれましたよね。これでまとめてみたらどうかって。とりあえず今の5項目じゃなくて、それでスタートしたらどうですか。それで、僕はそれなりに勉強してこんにゃいけんのじゃろうと思って、

委員長が提示された項目について疑問点は勉強してきましたけどね。

○伊藤委員長　そういうことで行おうと、前回したんですが、田中委員から付託事件である1から5までを先にやるべきではないかと。その後、私のほうからお配りしたポイントについてという御意見があって、皆さんもそのように納得されたというふうに解しましたので、このように進めておるわけです。

○土井委員　最終報告はもちろんそういう形にしなきゃいけないでしょうけども、私たちがまちに出て、百条委員会をやっとるらしいが3月25日に百条委員会を設置して、もう一月もたつが、まだいっそ何も出てこんのかいと、こういう話もよう聞くんですよ、実は。一月たっちょるわけですから、もう既に。実際にやったのは4月19日からかもしれませんけど、市民にとってはもう3月25日からなんですよ。3月26日の新聞には大きく出たわけですから、百条委員会どうのこうのというて。

いっそまだ出てこんのかいと、こういう話ですから中間報告をすべきだと、中間報告をするのは5項目に沿ってやらなくても、今、わかっちょる皆さんが、共通理解をしてもらえ部分について、ここはおかしいじゃないとか、あるいはここはそれほど問題ではなかったということに整理してオープンにするほうが先だろうと思いますよ。でないと、もうそれこそ議事録を見て、ほいでどっちがうそやったか、こっちがうそやったかて、また一月も二月もかけて、この1つの案件に3カ月も4カ月もかけ……、

○伊藤委員長　土井委員、ですから今どっちが正しかったとかという話を私はしよるんじゃないんですよ。この5項目について、特別なポイントだけを今出してくださいということをお願いするんで、一般廃棄物にした理由、経緯というのは、市によると弁護士の回答であったねと。今2番、県と市との協議の内容、これについてはそごがあったと、その中で大きな食い違いというのはグレーゾーン、それから具体的な処理計画に対する認識の違い、それから県が設置許可を出す、これに要する期間に対する認識の違いがあったと——ぐらいですね。（発言する者あり）ちょっと待ってください。待ってください。というふうにまとめていきましょうということです。これを今どっちが正しかったとか、どうだったかという判断を今しませんので、付託事件についての事実関係のポイントをまとめるということです。田中委員。

○田中健次委員　県と市の協議の中身では表面的にはそういうことがあると思うんですが、改めてちょっと資料をずっと見て考えたことは、まあ、この許認可は今、県の権限になっているわけですね。自治事務という形です。県が自治事務ということは、県によってその幅があるということになるわけですけども、要するに重機に、先ほど5トン以上ということですけども、5トン以上のこの処理を、これを廃棄物の処理というのかどう

か。

重機の先に物をつけた物が廃棄物処理施設なのかどうかということは、県によって多少アンバランスがあるんだというふうなことは、どなたかが広島県かどっか聞かれて、広島県ではこんなものは処理施設になってませんという話があったとかということなども聞くと、一連の、県がまずトロンメルバケットを処理施設にしたと、次にスケルトンバケットを処理施設にしたと。こういう形で確かに5トン以上ではあるかもしれませんが、これを処理施設と言えるのかどうかということについては、正直言って、私は疑問がいまだにあるんですけども。

こういった災害が起きて、それを市が処理しないとイケないと。そういうときに廃棄物行政のあり方として、市を苦しめるような形の廃棄物処理行政をするということが、県の立場としていいのかどうかということ、非常に疑問に感じるわけです。

○伊藤委員長 今はね、だから疑問とか見解とかを今お聞きしてませんので。事実のみを、出てきた事実のみを整理しましょうということです。そこに、今はまず、御自身の、個人の見解とかそういうものを挟まないでください。どこをポイントとすべきかということのみ、お願いします。

○田中健次委員 はい、トロンメルバケットやそれをなぜしたのかということについて、やっぱりもうちょっと調べる必要があるんじゃないかという気がしますけど。

○伊藤委員長 それは県と市との協議の内容ということではないですよ。これは、今、田中委員がこれに沿ってまとめろということでもまとめておりますので。田中健次委員の御意見ですよ、前回の委員会の。ですから、まずはこれの事実を整理します。それに対するそれぞれの見解というのはその後やってまいりますので。このポイントについては外せないねというところだけ、出てきた事実をですね、挙げてください。

○山本委員 県と市の協議の内容ということで、ポイントとして、まとめということであれば、県、市の両者の言い分の食い違いという形で、先ほど委員長が言われましたように、一つはグレーゾーンについての解釈ですね。それから処理計画について、これも解釈になると思いますが、それと許認可の期間の問題。この3つの点で、ポイントとして整理されたらどうかというふうに思いますけれど、いかがでしょう。

○藤本委員 今の3つのポイントに、先ほど私が言いました、文書による回答を県がしてないというのは事実ですから、これも入れてもらいたいと思います。

○伊藤委員長 10月16日……。

○土井委員 10月30日ですね。

○伊藤委員長 10月30日ですね。

○土井委員 だから10月30日と12月1日、逆に市も出しちよらんというのを両方書けばいいわ。

○伊藤委員長 お互いに文書による回答等がなかったということですね。

では、次にまいります。契約に至る経緯であります。この経緯というもの、それぞれいろいろあるんですが、何で決まっていたかというのと、2度開かれた非公式の入札審査会のようなもの。それと、いまだにどのようなものだったかよくわからないんですが、庁内のプロジェクト会議というようなものによって、この契約を決めていったということがあります。この点で認識はよろしいですかね、皆さん。

○土井委員 それも結構ですけども、実は疑心暗鬼になっているんですが、2月15日、今から維新さんと交渉に入りますよという文書がありますよね。2月15日の決裁ですけども。

田中さんの分で言うと、契約に至る経緯の16ですけども、その起案の2枚目の下から6行目に「しかし」という段落がありますよね。2月15日の起案ですけども、「しかし」というところが。2月15日の起案。委員長、わかりませんか。2月15日の起案、今からこの業者と交渉に入りますよという……。

○伊藤委員長 はい、あります。

○土井委員 その2枚目の下から6行目に「しかし」とあるんですね。そこに何が書いてあるかと言ったら、しかし、指名審査会において、業務の遂行を万全に期すため云々とあるんですよ。だから起案文書の中では指名審査会という形で残っているんですね。

だから、非常に僕、疑心暗鬼になつとるんですよ、実は。2月5日は本当はやっぱり指名審査会ではなかったのか。ただ、ここはね、ちょっと時間かかっても、最終報告までにだれかを証人喚問したいなという思いがしています。それでなかったら、ここへこういう指名審査会において、うそを書いて決裁をとったという話になるわけですよ。

○伊藤委員長 はい、わかりました。指名審査会については3月25日の本会議の答弁でも、副市長は何度も指名審査会または臨時の指名審査会というような発言をしておりますので、これが公式のものだったか、非公式のものだったかというのがよくわからない状況であるのはたしかでございます。それについても調査内容には含めていくと、報告には含めていくという考えでやっていきたいというふうに考えています。土井委員。

○土井委員 それと今、非公式なる指名審査会とプロジェクト会議についてということで契約に至る経緯をまとめようとしておられましたが、私はそれだけではなくて要するに受託業者としての適正、要するに施行令何なりのいう人・物・金をどのように判断をしたか、契約に至る過程においてですね。

それと、先ほど言いましたけど、2月15日にこの業者と交渉に入りますと言ったときは、要するにスケルトンバケット1基、トロンメル1基しかないわけですよ。要するにこの業者と専属的に契約をもしこの状態で結んだとしたら、3年かかる仕事なんです。

○伊藤委員長 土井委員、それは後、やりましょう。

○土井委員 はい、いや、それも経緯でしょ。

○伊藤委員長 わかりました。だから、審査どうのこうのじゃないかというんじゃないで、要はその審査がどのように行われたかということによろしいですね。

○土井委員 それともう一つは、この間も問題になりましたが、2月24日に市にはもう県に許可の申請を出しておる自走式スクリーンと、こうなっておるわけですよ、起案の中で。ところが、実際には県の自走式スクリーンの許可申請が出たのは3月15日なんですね。その許可申請も何にも出ちよらんのに、県の許可申請中である、その自走式スクリーンのほうが安いからどうのこうのという決裁をとっておるんですね。

だから、結構ええかげんな起案が多いんですよ、実は。その辺は経緯の中では必ず非公式の入札審査会あるいは指名プロジェクト会議だけじゃなくて、そういう要するに業者の適正について契約の経緯の中で入れていただきたいと思います。

○伊藤委員長 はい。ちょっと待ってくださいね。先ほど、2点に加え、業者の適正についてどのような審査が行われたのかということも一つのポイントということでもあります。よろしいですね。

○土井委員 はい。

○木村委員 それと関連するんですけど、市当局がこの当該業者が早くから自走式振動スクリーンの導入を考えていたということを知らなかったのかどうかということも、私は重要なポイントになると思います。

実はミニアセスは昨年のもう9月に、この業者はつくっておりますし、それからことしの2月8日に、県にこの自走式振動スクリーンの設置許可についての事前協議をやってますね。10日に事前協議が終わったと。こういうふうになってます。ですから、もう契約の直前にそういう動きを県に対してしているということ、事前審査を出すということは、もうそれを導入するということを考えているわけですから、その事実を知らなかったのかどうか。

○伊藤委員長 これは知ってるわけですよ。契約書の金額自体が自走式スクリーンで積算のものなので。

○木村委員 だから、知っていたとすれば、その契約が今、土井委員が言われたような妥当性があったのかどうかということにもかかわってきますんで。ただ、これは知っていた

というのは、まだはっきり公式には言ってませんから、その辺でその事実を確かめなければいけないんじゃないかなと思ってます。

○伊藤委員長 わかりました。よろしいですか。

○田中健次委員 すみません、前払金と契約保証金のことについては、ここで触れないんですか。

○伊藤委員長 作成のポイントでお配りしたものにありますんで、「至る経緯」という言葉にそれがふさわしいのかどうかという部分ですね。経緯と言われると、それは契約内容であって経緯ではないのかなというふうに私は考えたんですが。

○田中健次委員 ただ、そこで、個別のところで少し触れないとですね、後、最後まとめるときに、個別のところで触れないところがいきなりまとめのところに出てくるような形になるんで。当然契約保証金と前払金、それから随意契約のあり方がいいのかどうか、その辺について、5つの事件の中のどれかに入れるとすれば、ここに入れないと、後のところでは入れられないので、ここでそれをぜひ入れておかないといけないと思うんですが。

○伊藤委員長 契約内容もこの中に触れていくということですね。

○田中健次委員 はい。

○伊藤委員長 はい、わかりました。

○田中健次委員 契約に至るという契約ですから。

○伊藤委員長 まあ、ちょっと日本語としては無理がある気もしますが。契約内容もこの中に入れていくということでよろしいですね。はい。

次、国庫補助金についてですが、これは大きい点は未契約繰越ということになるかどうかと思います。今までお聞きした中から言うと、国——環境省ですね、それから県、これから未契約繰越は避けるべきという趣旨の意見なり指導があったということがわかってきているというふうに考えてます。

その他、この点について取り上げておこなうてはいけないポイントがございますか。

○土井委員 本会議で未契約繰越がどうのこうのということだったんで、冗談じゃないと、未契約繰越は不可能ではないという疑問を持ちましたんで、そういう国庫補助金という項目が上がったんですが。

実はよくよく県の話も聞いてみますと、国と県の担当者がどうのこうのじゃなくて、県も国と相談をして、まずやったと。そして、その中身は、要するに災害であるから指令前着工だってオーケーだと。国庫補助金の内示が来るまでにもう着工してオーケーだと。実際には国庫補助金の内示が来るのは12月18日までに使った金はちゃんと国庫補助申請の中に入れちゃるわけですね。

ですから、そんなことも皆知った上で、そしてそのシステムとして災害復旧というのはできるだけ早く処理を終わるんだという環境省の精神からして、未契約繰越は考え方として、そりゃ3月の10日ごろ災害が来たんなら別でしょうが、それは十分未契約繰越はまかりならんでと言われるのは私はわかりました。わかりましたから、あんまり、未契約繰越そのものは報告書の中では今度は問題になるのではなくて、むしろ指令前着工だってあるわけですから、とにかく1日も早く処理を開始することに努力をすべきであった。その方法は何があったのかという、そのことのほうが国庫補助金との関係では大事なんではないかという思いが今はしております。

○伊藤委員長 わかりました。ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 それでは、次の5点目であります。一般廃棄物処理業の許可を得た経緯と、これは今となっては大したことでもないような気がするんですが、これをこういうふうに昨年の8月にこうこうで、このような手続を踏んで許可を得ましたよという報告しかならんのですが、何かありますか。

○田中健次委員 当初はだから、この災害土砂を目的に一般廃棄物処理業の許可を得たのではないかという、そこに何か不透明なものを若干感じたわけですけど。ただ、この業者さんが、防府市以外の自治体にも同じようなものを出しているのかどうか、それはちょっと照会というのか確認しておく必要があるのかなと思ったりもするんですけども。

○伊藤委員長 それは出されておったからどう、出してなかったからどうかという話になりますか。私、この許可を得たことに何の問題もないと考えておるんですけど。それが何の問題があるのかよくわからないんですよ。

○田中健次委員 ただ、やっぱりスタートになったということではあると思うんですよ、入り口に。

○伊藤委員長 いや、スタートではないという答弁だ——土砂がターゲットではないんだという、調査の中で出てきましたけども。

○田中健次委員 ただ、やっぱりターゲットではなかったかという気がするわけですよ。

○伊藤委員長 で、ターゲットだったとしたら、どうなんでしょう。そこがよくわからないんですけど。

○土井委員 私は、ターゲットでもターゲットじゃなくてもいい、むしろ逆に9月には莫大大きな自走式スクリーンの準備に入っておったということのほうがすばらしい会社じゃなあと、頭だけはですよ。資力、人・物・金がどうのこうのとは別に、頭のええ会社じゃなというふうに思ってますが。だから8月にとったのはどうちゅうことない。ただ、同じ

ような許可を、ほかの業者がほかの市の中でとっているのではないか。それはもしあれば、その人も入れて競争入札をせんにゃいけんわけですよ。

だから、例えば、土井という徳山の会社が、周南市に、今の8月25日と同じような許可をとった事例はないのかという調査はした上で契約をしなきゃいけなかったと。入札、あるいは許して随意契約かもしれませんが、それはしなきゃいけなかったというのは僕は思います。ただ、この会社が山口で許可とっちゃったか、下関で許可とっちゃったかというのは、僕は余り関係ないというふうに思います。

○伊藤委員長 これは同様の業者が、同様の許可を他市でとっておったかどうかということ調べるというよりは、それ自体を調べたかというほうが重要ということでしょうね。

○土井委員 そうです。

○伊藤委員長 はい。

○土井委員 調べて、次に進むべきであった、せめてね、せめて。

○田中健次委員 しかし、それで調べてあるのかないのかということが、やっぱり一つのこうすべきであったというときには、客観的にそういうものが他の市ではあるということをやっぱり見ておかないと説得力がないわけで、一応それは調べる、この委員会です。それは他市に照会すれば簡単に出てくる話でしょうから、特に近隣の市だけで構わないと思うんですけども。

○伊藤委員長 ですからね、それがなかったら、じゃあなかったからしょうがないねとはならんわけですよ。それを調べるのが大切だったということで、結果なんですよ、それは。

○土井委員 随意契約をできるだけなくそうとするための努力はなされたかどうかということが問題なんであって、実際におったかおらんかというのはどうでもいいんですよ。その努力をしたかですよ、執行部が。

○伊藤委員長 ということだろうと、おらんかったからえかったねということにはならんですね。

○田中健次委員 それはもちろんそうなんです。

○伊藤委員長 そこを判断するのは、我々の判断ではなかなか難しいですよ。おらんかったからしょうがなかったねという、それは結果論ですね。

○三原委員 ちょっと今の部分なんですけど、私、すごくひっかかっているのは、災害のためとか災害じゃないというのは、それはいいんですけど、ためじゃないということでニーズが多いという発言があったんですよ。で、どのぐらいあったんですかと言ったら、ゼロと言われたんですよ。そのことが大変なんか頭の中でひっかかっているんですよ。

ニーズが多いと言われて、証言で。それでゼロと言われてた。これは何かすごく不自然な気がする。

それと、もう一つ、この間、資料の提供の中で3月にごみの中間処理、8月に土砂の分別処理ということで、処理業の更新をされたということで、その5カ月間の間に一番時間がかかるという犯歴照会をしたかどうか、しましたという回答がありましたね、あのとき、技術補佐ですか。

以前、ほかの分にはちゃんとないというのが何か出てましたね、書類が、照会した部分で。その今回照会したという部分を添付してくださいと言ったけど、それがいいんですけど。何かちょっと聞くと、更新のときは必要ないということだったんですが、何か委員長のほうに回答はありましたか。

○伊藤委員長　　ごさいません。

○三原委員　　というのはですね、更新のとき必要ないということはないですよ。3月から8月まで5カ月間あるわけですよ。その間に何か起こり得るという可能性も、あったということもあるんだから、一応許可を出す立場の市としては、きちんとした審査をしなければ許可というのは、これは出せないと思うんですよ。それをちゃんと出していただきたいと、これまだ出てきてませんから。

聞くとところによると、これは私が聞くとところによると、その更新時には要らないと。何かおかしいような気がするんですけどね。そこのところをきちんと、ちょっと委員長のほうでそれを確認していただきたい。

○伊藤委員長　　もう1点としては、まとめますけども、要は適切な許可を与えることに際して、市が適切な手続をとったのかどうかということですね。行ったかどうかと。はい、わかりました。

○木村委員　　今の三原委員の繰り返しにもなるかと思いますが、去年の8月に一般廃棄物処理業の許可を市がして、それ以降この業者が、この一般廃棄物処理業の、ここに教科書にはちゃんとスケルトンバケットとトロンメルを使ってやりますと書いてあります。それを使って仕事をしたことがあるのかどうか。これは問題の核心じゃありませんけど傍証と言いますかね。しかし、大事なことじゃないかなというふうに思ってます。

○伊藤委員長　　すみません、もう一度おっしゃっていただけますか。

○木村委員　　8月25日ですか、一般廃棄物処理業の許可をとってますね。それ以降、今度の土砂のあれが始まるまでの間、だから去年の8月からことしの4月までの間に、この一般廃棄物処理業の許可を使って仕事をしたことが、実績があるかどうかということは、問題の核心じゃないけど、ちょっと外れてはおるかもしれませんが、大事なことから、

それはちょっと調べる必要があるんじゃないかなと思ってます。

○伊藤委員長 契約に至る、契約の内容のほうかもしれませんね。相当の経験を有しているかどうかという部分の。

○木村委員 その事実をちょっと確認しておく必要があると。

○伊藤委員長 ちょっと確認は難しいかもしれないですね、これについては。一応聞いておきましょう。むしろ相当の経験がある者として、それが契約の基準になってますから、その部分でそれを関知しているのかどうかというのが問題だったかもしれませんね。してないということでありましたけども。

はい、よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 付託事件の調査結果については以上のポイントを中心に今後まとめていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

で、実はこの付託事件を調査する中で、具体的に市の手続等で問題と思われる部分かなり見つかってまいりました。その大きな部分に関しては前回の委員会で作成のポイントということで、私のほうから配付をさせていただいたところであります。

この点について現在までの調査の結果を少し取りまとめたいと思っておりますが、とりあえず10時35分まで休憩とさせていただきます。その後、これについて協議を再開させていただきます。よろしく願いします。

午前10時24分 休憩

午前10時35分 開議

○伊藤委員長 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、これまでの取りまとめなんですが、先ほど申しましたように、この事項のどこに入るかという部分と別に、調査の中でいろいろわかってきた問題点についてまとめていきたいというふうに考えています。その点については先日の委員会で配付いたしました報告書作成のポイントというところを中心にやっていくということで、皆さんに御理解いただきましたので、そのように進めさせていただきます。

まず1点目ではありますが、随意契約やむなしとの判断が正しかったか、そうじゃなかったかということでもあります。

1点目として、ほかの業者に許可をとらせる方法はなかったかということでもあります、これについては県からグレーゾーンという見解を得た時点で、市内業者に一般廃棄物処理業の許可申請を促すことはできたのではないかということであつたらうかと思えます。

また、先ほどありましたグレーゾーンを白にするという努力をすべきではないかという御意見がありましたけれども、これも同じようなことであろうかと思えます。その点について何か御意見、ございますでしょうか。

○土井委員 随意契約がやむを得なかったかって、やむを得ないことはないんですけども、今、委員長がおっしゃったことと、もう一つは、少なし港地区の協和発酵と県の所有地に仮置きをしてもらっている、特に県のほうは3月31日までが賃貸者契約だったと思うんですが、土地は。（「逆じゃないですか」と呼ぶ者あり）逆じゃったですかいね。協和発酵のほうは3月でしたかね。特に民間の土地が3月31日までなら、3月31日までに返却するように（「県ですよ」と呼ぶ者あり）県でしょ、たしかそうやったと思う。（「県のほうが3月だった」と呼ぶ者あり）いずれにしても3月と8月ぐらいなんですね。

そこで、おくれればせながら、例えば市はまず、御迷惑かけちゃいけないということで、その土砂を分別する前に大久保に持って行って、大久保に持って行って、大久保で処理をすると、こういう計画をしとるわけですね。だとするならば、少なくとも今の両地区の2万立米ぐらいだったと思いますが、それについては入札ができた、と、運送も含めてね。まず大久保に運送することはだれだってできたわけです。

そして、最終処分場の許可区域、あそこの、最後に行かしてもらいましたけども、結構広いんですよ、許可をとっちゃるところも。そこに、一遍に全部持って行って、そこでやらんでも、半分ずつ持って行って、処理が終わりゃあ野積みをするところに持って行きという形でやれば、許可は要らないわけですよ。要らないということはかなり前に県は言っとるわけですから。

その方法をとれば、すべてが入札という形でできたはずだと、少なくとも2万トン、金額にして1億4,900万円、設計金額ですよ。実際には入札すればもっと落ちるでしょうけれども、その部分、加えて言えばプラスアルファ、これは80万円ぐらいでしたから、そんなに大したことはない、目くじら立てるほどのことはないなとは思っていますが、石灰をまいたという部分、380立米ぐらいだったとか言ってたと思いますが、その部分についても入札はできたということは、ぜひつけ加えていただきたいと思えます。

○伊藤委員長 1の(2)の分離発注は可能でなかったかという部分かなという気はします。1の1に関しては、先ほど私が申した形でよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

2について、要は築港2カ所の仮置き場の土砂については、少なくとも可能であったと。100歩譲ってという言い方が正しいかどうかわかりませんが、少なくとも処分以外の運搬については分離発注も可能であったし、クリーンセンターに仮置きしてある土砂、産廃

になった石灰をかけたものの除去についても入札が可能であったと、こういう判断でよろしいですかね。

○山根委員 他の業者に許可をとらせる方法はなかったかについてですけれども、もう一つ、先ほどの意見交換でございましたけども、許可期間の認識の問題とその判断をする時期というのが一つ問題があると思います。

それから、許可をとるのに本格的アセスかミニアセスかの確認、これをもっとするべきであったと。なおかつ文書回答を求めるぐらいの配慮が必要であったのではないかということをおもいます。

○伊藤委員長 ミニアセスは市は認識しておりましたよ。だから環境アセスというのは単なる言い間違いで、市はミニアセスという認識は持っておったです。

○田中健次委員 ミニアセスをどの程度にするのかということで認識が違うんです。

○伊藤委員長 それをあのようなミニアセスであるかどうかを認識してたかどうか、ちょっとわからないですけどもね。要は机上のミニアセスであったわけで。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。では、そのような見解ということであります。

それから2の契約相手の審査についてであります。先ほどもかなり御意見がありましたけども、2の中の1ですね、廃掃法に照らして契約可能な業者であるかどうかの審査を行ったか、これはつまりは施行令について契約業者の、委託業者の基準であります。これにきちんと適合するかどうかの審査を行っておるかということでもあります。

これまでの調査の結果からすると、施行令に準ずる調査は行われていないと。また判断については、人員は契約後に募集すればよいと、設備は前払金によって購入すればいいということを執行部は言っておるわけですが、これは少し根拠としては理解しがたいであろうと。契約時点での基準には達していなかったとみるのが相当かなというふうに考えています。

また相当の経験を有する、それから経営的な基礎については調査を行っていないということでもありました。経営的基礎についての調査は納税をしているという一点判断があったということでもあります。それ以外の調査は行っていないと。審査としてはずさんであったと言わざるを得ないという認識でおりますが、いかがでしょうか。

○土井委員 これは処理業の許可と委託の場合と両方ともあるんですよね。両方とも調査が欠落している。その8月の……。

○伊藤委員長 今、契約相手の審査についてということでもありますから、契約するに際してということで、要は委託するに対してと。

○土井委員 だから、処理業の許可を受けられてなかったらできなかったかもしれません

わね。だから両方にひっかかってくると思いますよ。

○伊藤委員長 その前提としてということですね。前提としての業の許可の部分でも審査がずさんであったと。

○土井委員 ええ。許可の部分というのはそこでスケルトンバケット1基とトロンメル1基というて言ってるわけですから。その許可が経営上のこととか、人・物・金でペケじやったら、だれもおらんかったという話でしょ。

○伊藤委員長 ただ、その点において、山田補佐の答弁では、業の許可に関してでありますね。納税という部分でしか判断しないと。それが経営的基礎の判断だということであったということではありますが、人員についても規模は問わないという答弁であったというふうに記憶しています。そうすると、それがええか悪いかというのはなかなか、ちょっと我々の判断は難しいところじゃないかなと、業の許可についてはですね。

○松村委員 県の説明によったら、具体的に言われてましたけど、損益計算書とか、法人税を払ってるかとか、施設を買う金があるかとか、維持管理ができるかとか、これは法律に書いてありますよと言われてました。だから、これが基本的に許可をとるにしても、業のほうにしても施設にしても必要であったということを説明されていたんじゃないかなと思うんですけども。

そう照らしますと、今、土井委員が言われたように、出ばなからやはりちょっとおかしかったんじゃないかと。そうなってくると業者がおらんかったねと、こういう話になってたんじゃないかと。これについては疑いがぬぐえないんじゃないかなというふうに思います。

○田中健次委員 県のほうは施設の許可という話ですよ。それで市のほうは業の許可の話なので、ちょっとその辺は多少違った基準があっても、ある話かなという気はせんでもないんですけど、私は。

○松村委員 こういったことは市の条例の17条にも書いてあるわけですよ。だから、それは無視できないものじゃないかなとは思いますがね。

○伊藤委員長 ちょっと業の許可に関しては意見が分かれておりますが、その他ございますか。

○土井委員 だから業の許可だって、施行規則の2条の4の1号の口の(2)で「一般廃棄物の処分を的確にかつ継続して行うに至る経理的基礎を有すること」というのがあるわけですよ。ほかにもいっぱいありますが。やっぱりそれは、やっぱり見んにゃいけませんわね。

○伊藤委員長 それは、もう一回、すみません、今、言われたのは何でしたか。

○土井委員 難しいですよ。

○伊藤委員長 ごめんなさい。

○土井委員 施行規則の第2条の4、1号の……。

○伊藤委員長 それは廃掃法ですか。

○土井委員 廃掃法、廃掃法の施行規則。

○伊藤委員長 はい。

○土井委員 2条の4でええです、細かいことがありますから。

○伊藤委員長 はい。

○土井委員 これが今、処分業。運搬業も同じようなことがその前に書いちゃうんですよ。運搬業は2条の2。だけど今は処分業でしょうから。

○伊藤委員長 わかりました。じゃあ、処分業の許可についても申請はずさんであったという認識でよろしいですか。

○土井委員 審査がです。

○伊藤委員長 審査が——すみません、審査がずさんであったと。では、そのように——という認識ということでさせていただきます。

(2) で書いております工期その他が考慮されたのかという点でございますが、先ほどもございましたようにみなし許可とされた2台の機械、これで工期を判断しなくちゃいけないわけですが、これで処理を行えば、先ほど700日とか800日という試算もありましたけども、相当の期間を要することが明らかであったと。工期は契約当時、施設許可をとっていなかった移動式のスクリーン、これの設計を根拠としている部分で矛盾点があるということであろうかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。このような判断でよろしいですかね。

○木村委員 この工期については、公に何か発言されたことがありますかね。何月までには終わるとか……。

○伊藤委員長 155日、11月1日が工期となっています。

○木村委員 ああ、本会議で155日というのがもう、あれですね。

○伊藤委員長 契約書にもそのような記述がございます。

○木村委員 あ、そうか。はい、わかりました。

○土井委員 155日と言ったんですよ。155日と言ったんですけども、それは自走式スクリーンを使って155日で計算しとるんですよ。だから、3月15日の契約ではスケルトンとトロンメルを1基ずつ使うて155日という契約をしとるんです。スケルトンとトロンメルを使うたらどのぐらいかと言ったら、それは阿部部長は計算しとらんと言った、

日数については。ただ、彼らが常に言っていたのが、1基当たり、本当は1基じゃないんですよ、1セットなんじゃけど、33立米と言ってたんですよ。処理能力はね……それは1セットなんです。1セットというのは、100ミリと50ミリと、2つの機械であれなんです、譲って2基で66立米と計算しても約800日かかる。800日ということは3年かかるということ、実は——になるわけです。

それと、もう一つは、155日の基礎となるものが、先ほどもちょっと言いましたけども、起案の文書の中では現在県に許可の申請中の自走式スクリーンのほうが工期も短いと言っとるけれども、2月24日の決裁文書ではそう書いてありますが、実際には申請は出されておらず、3月15日になって初めて県のほうには申請が出たものであるということですよ。

ですから、3月15日というのは、契約を結んだときは、契約は3月13日でしたかね。

○伊藤委員長 12です。

○土井委員 12日か、だから契約をしたときもまだ自走式スクリーンの許可は出ていないということは非常に大事なことだと思いますよ。許可は出ていない、申請が出ていないんだから。

○田中健次委員 だから契約の、今、土井委員が言われた、契約するときの機械、処理施設と実際にする処理施設が違うということが2の②になるんだと思うんですが、その問題はやっぱり大事なポイントだとは思いますが、大事なポイントで、ただ、それをここに入れるのではなくて、むしろ、ここにも入れてもいいんですけども、契約内容のここにもやっぱり入れなくちゃいけないんじゃないかと。

○土井委員 ああ、それは契約内容でいいですけど、契約内容1、2、3がああいう形に書いちゃうから。

○田中健次委員 それは契約内容のポイントで大事なところじゃないかと思うんで。まあ、ちょっとこれは後の話になりますけども、はい。

○伊藤委員長 はい、わかりました。そのような認識でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

では、今お話のあった契約内容が適当であったかどうかということではありますが、まず契約金額が妥当かどうかということではありますが。これはまあその金額について我々がなかなか判断というのは困難であります、一つ、予定価格と見積価格、契約金額というものがぴったりと一致しているということについては疑問を感じるという程度のことかなというふうに感じておりますが、いかがでしょうか。

○木村委員 今、田中健次委員が言われたことがね、まず大前提じゃないかと思うんです。

契約内容が妥当だったかどうかという点で、現実にはですよ、まだ使ってはいけない自走式振動スクリーンを使うことで積算もしてるわけですから、金額なんかもそれで出しているわけでしょ、実際には。だから、そこがまず第1点。③の(1)にならないといけないんじゃないかなと、それに基づいて後、2、3、4と、こうなるんじゃないかなと思います。

○伊藤委員長 契約内容は妥当かという点で、私が今申したものの以前の問題として、契約金額事態の積算が許可を当時有していなかった自走式スクリーンで設計した金額、これが根拠になっているということで、まず問題があるということ。さらに予定価、見積もり金額、それから契約金額が一致していると、このような形でよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

(2)でございますが、保証金免除が適法であったかどうかと。これも法的な解釈というのはちょっと我々は判断しにくいかなというふうに感じております。ただし、保証金というものの性格を考慮した場合、何らかの完成保証は必要でなかったかと。さらにきょう出てきました顧問弁護士からの回答でも、これは全額免除ということではなくて、300万円ぐらいのレベルで考えてはどうかという回答があったということでもあります。この回答があったにもかかわらず全額を免除しておるという点の一つ問題かなというふうには思っております。

それから、これが契約、起案書によりますと、要は払えないということが理由でこれを免除しておりますので、これは今後の市の公共事業等への影響がかなり大きいということを考えれば、適切とはちょっと言いがたいというふうな認識ではありますが、その点についていかがですか。

○土井委員 中山弁護士には事件議決が妥当かどうかということを除いた随意契約、前金払、そして契約保証金という3点について照会したということに、この間のときなっちゃったと思うんですが、これについて、前金払について一言も答えが出ちゃらんけど、どうなんですかね。前金払が出てきたら、契約保証金の話が連動して出てくるんですよ、実は。1億も、前に渡して、もし万が一のときどうするかという懸念というのは必ず出てくるわけですよ。これ、前金払のことについて……。

○伊藤委員長 これは起案書というか、弁護士への市からの照会文書の中にはありましたよね。なかったですか。

○土井委員 4ページの(2)の③に「委託契約書は基本的に後払いであり」と、こう書いちゃうわけ。後払いであり部分払いも認められるがと。いや、後払いならいいんですよ、後払いなら。回答の4ページの……。

○伊藤委員長 市から國吉職員が送ったファクス送信票によると、保証金なしで前金払をするのは合法なのかという文言がございますので、この点について、どのような回答をされたのかは当然求めておるところではありますが、これについては事務局のほう、どうですかね。

これ3——前払金ですね。セットの話でありますんで、市としても、これ、セットで聞いとるわけですね。保証金なしで前払金をするのは合法なのかと。不安な思いを抱いておると。

○土井委員 4ページの(2)のアで、市長決裁の業務委託契約に係る契約保証金及び前払金についての考え方は、おもしろいこと書いてあるんですね。「一応合理性があるため、やむなしと判断した」

○伊藤委員長 これが答えではないですかね。中山弁護士のほうは。

○土井委員 だけど、それにしても一応合理性があるため「やむなし」なんですよ。そして、具体的に前金払については答えてないんですよ。どこにもないと思いますよ。

だから、前金払を1億出すのであれば、そしてそれがおかしいことにならんようにという保証というのは必ず要るんです。セットなんですよ、前金払とあれであれば。

だから、例えばこの間も質問しましたけれども、体育館の設計のときには前金払、払ったらんから契約保証金もとってないわけですよ。極端な言い方しますとね。前金払いをしとらんのならいいですよ。要するに部分払というのは工事が進捗した部分の8割とか9割とかしか払わんよという契約になってますから、それはそれで結構なんですけど、それが不思議なんですよ。なぜ前金払がセットで答えがないのかというのが。それが一つ、僕は非常に疑問に思いました。

○伊藤委員長 これはちょっと、その次の(3)なんですけど、まず保証金免除のところ、セットではありますが、1回判断しますよ。先ほどの、完成保証は必要であったと考えられると。払えないという理由で免除することはやはり今後の影響を考えると適切ではなかったと。さらに顧問弁護士に相談の結果では、一部免除ということでどうかという回答を受けとるわけですよ、300万円レベルと。その回答を得ているにもかかわらず全額を免除したという部分も一つは問題であろうと。これは契約後に相談しとるわけで、ほとんど法律相談の意味はないちゃ、ないんですが。そのようなことでよろしいですかね。

○土井委員 先生の、5ページで、要するに免除した根拠ですね、財務規則の112条の7号をとってきちるんですよ。「その他市長が」という。国の通達には6号までしかないんですね。6号までは国の通達をそのままぺたぺたぺたってコピーしとるんですよ、この規則も。7号で「その他特別」という。だからこの規則そのものが僕らからしたらおか

しい。

「その他特別」というのはどういう事例が考えられるのかということは、一遍聞いてみたいと思っています。「お金がないからいね」「信用保証協会が保証してくれんからいね」で、「あ、そう」で、特別が生かされたのではなおさら不安だということです。おまけに1億もの前金払を払っているということは。この特別は絶対使うべきではない。

たかだか1万円ぐらいの工事だから、1万円ぐらいの物品購入だからという、低額ならいいんですけど、低額はもう一つ1から6番の中にありますからね、既に。このことはぜひ指摘をさせていただきたいと思います。

○伊藤委員長 この112条の7号を使った根拠というの、質疑の中での答弁では、ほかの6つに当てはまらんからここを使ったんだということでしたんで、かなり問題が多かったということは間違いないでしょう。財務規則についても、今後どうするかということは考えていかなくちゃならないということは意見として付す必要はあるかと思われま。

○土井委員 それと、万が一のときのだれがどう責任をとるかということが全く検討も何もされていないということ。可能性としてはあるわけですから、これはぜひ委員会として言っておかんにゃいけんことかなという思いがします。市民に対する責任として。

○伊藤委員長 だれがどう責任をとるかというものの検討がされていないということが問題と。はい。これ、よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

その他、よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 では、ちょっと今この点まとめますけども、まず、適法かどうかという判断は、我々としてはちょっとしがたいということがまず前提なんですけども、保証金というものの性格を考えた場合、完成保証はやはり必要だったと。この免除した理由が払えないということであれば、今後の公共事業等の影響も大きいので適切ではなかったと。

さらにこの根拠は、免除した根拠は112条の7号、「その他特別に市長が」という部分を使っておると。まず、法律では——通知ですかね、これ。国からの通知ですね。国からの通知では、これ6項目までしかないんですが、7項目目を市が加えておって、これを使った。さらに、ほかに当てはまらないのでこれを使ったというところにも問題があると。さらに保証をとらないことで、だれがどのように事故があった場合責任をとるかということについては全く検討がなされなかった。これについても問題であると。このようなことでよろしいですか。はい。

で、セットではあるんですが、前払金1億円を支払ったことが適当であるかどうかということでもあります。これは工事ではないと執行部はずっと言ってきておるわけなんです。

り資材購入等の必要もないということでありますから、通常であればこの前払金というのは不要であったろうと。しかも保証金をとってないことも考えれば、前払金というものは不要で、払うべきではなかったということであろうかと思えます。

ただ、答弁の中で、大きな問題だと考えるのは、「機械を購入させるため」という答弁がございました。契約相手の設備を整えさせるために支払ったということであれば、これは他の事例に照らしても不公平感はぬぐえませんが、大きな問題であろうということではないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そのとおりでよろしいですかね。では、この点については、こういう共通の認識ということにいたします。

次に、議会の議決に付すべき案件ではなかったということではありますが、これは現時点では法解釈というものが、永田弁護士さんからの回答、まだ出てない状態ですので解釈は難しいですが、一つ、我々として言えるのは費目、委託という費目で判断するのではなく、この性質で判断すべきであったと、さらにこの性質が、例えば前払金、積算の仕方等々考えると、工事ということで、市はやっておることですので、そう考えると、これは議決案件ではなかったかと思われるというような感じかなと思うんですが、いかがですかね。

○田中健次委員 これは議決案件であったかどうかというのは、非常に微妙な、難しい問題だと思いますので、ちょっと逐条解説的なそういうものを見た限りでは、どちらにもとれるような感じで書いてあるんですね。だから、これについては弁護士さんの見解だとかそういうのを待って、これを項目の中で取り上げることは必要ですけれども、今、結論を出すのはちょっと難しいんじゃないかという気がするんですが。

○土井委員 白か黒かという結論を出すのは大変難しいと思いますよ。それは我々も、これだけおってもわからん。しかし、それを白だというふうに判断した根拠は何かと言うたら、自分らが頭の中で考えただけなんですよね。書類にこうあるとか何とかということなく。そのぐらい不透明なものなんです。

そこで、不透明であれば、今後に禍根を残さないためにも、事前に議会に相談があってしかるべき。それを言い方は悪いですけども、独断と偏見で白だと、かける必要ないんだという判断をしたことは大変な間違いであるということはずいぶん書いてほしいと思います。

○松村委員 土井委員と一緒になんですけど、基本的に道義的にどうだったかということですよ。やっぱり初めての案件でもある。しかも3億円を超えた高額なものであるということで、普通は議会に事前に相談なり、勉強会をやったりもしてますし、そういうことは全くなかった、この件だけなかったというのは、やはり道義的に、やっぱり私はいかなものかというふうに、今、現時点ではそういうふうに思っております。

○木村委員 全く同じ意見なんです、ですから、今市民が一番関心を持っているというのは、やっぱりこんな高額な案件を随契にすること、それ自体にやっぱり驚いているわけで、そういう意味ではやっぱり市民に開かれた市政ということから見れば、当然なんらかの相談なり、なんかあってしかるべきで、法的にそれが合法か違法かということは、判断はまだできませんけども、それだけは言えるんじゃないでしょうかね。

○伊藤委員長 はい。いわゆるグレーゾーンではあるが、議会への説明は必要であったのではないかと。これは市民議会への説明責任という部分から判断すると、それを果たしているとは言いがたいというような形でよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

5番目ですが、県との交渉過程での両者の言い分のそごについてということですが、これは先ほどまとめましたけど、我々としてどっちが正しかった、正しくないの判断は少し、少しというか、最終的にしづらいであろうということでもあります。

ただ、一つは見解の相違があったとすれば、それが今回のものに影響を及ぼしておるわけで、その中で先ほど申しましたようにグレーゾーンの判断が違った、具体的な処理計画というものについての解釈が県と市で違ったと。

それから許可に要する期間、これについての判断が違ったというより、この部分、判断が違ったというか、長期というものを市が半年から1年という解釈をしたということ。

それから、両者が文書による回答、やりとりをすべきであったという、こういった点でよろしいですか。

はい。では、前回挙げたポイントについては大体以上であります。このような形で我々の委員会の……。

○藤本委員 先ほどの、どう責任とるかですけども、中山弁護士から来た文書というか回答書ですね。この4ページの下のほうに書いてある。これが電話で伝えられたんかどうか、私にはわからないんですけども、「不履行については、途中で解除や賠償請求をすれば、容易に市の損害は防止できる」という回答がありますよね。これを電話で受けたのであれば、全く考えてないなというのは、ちょっと当てはまらないかなと思います。

○伊藤委員長 これは電話で言ってないんですね。はい。（1）にありますように「当職はやむなし300万円レベルで済ませることはできないか」と、回答はこうだったわけです。ただ、その根拠として列挙してあると。

○土井委員 藤本さん、ちょっとよう見てほしいんですけども、③の頭から読んでいただきたいんですけども、「この委託契約書は基本的に後払いであり」なんです。後払이었다ら、それでいいんです。逃げてもどうということはないんです。前金の1億円をやっとるから、1億円持って500万円ほど使うて、もし何かあったときどうするという話

ですから。だから、答えになってないんですよ、これは。

○伊藤委員長 よろしいですかね。

はい。では、我々の、今回問題と思われる部分についての見解というのはこのような形で、中間的な取りまとめということにさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○木村委員 これで一応まとめということになるんですかね。

○伊藤委員長 そうですね、はい。

○木村委員 そしたら、やはりきょうの結果を委員長なりが記者発表するなり、何らかの市民に対しての、今時点での合意ができた点については発表すべきじゃないかなと。いろんなところからやっぱりどうなっているんだというのが、さっきも出てましたけど、ぜひそれをやってほしいなと思います。

○伊藤委員長 木村委員の御提案について、いかがでしょうか。（「そのとおりだと思います」と呼ぶ者あり）よろしいですか。はい。ちょっとマスコミ等への呼びかけ等の時間もあると思いますんで、現時点でいつやりますというのはちょっとお約束しづらいですが、早い時期に……。できれば、じゃあ、きょう行きます。もし、それが難しいようであれば、後日というか早い時期にということで、皆さんの共通認識の部分、また両論ある部分、両論ある部分は両論ということで御報告をさせていただきますので、御理解をよろしく願いいたします。

今後の調査ですが、正式な御意見ではございませんが、中にはこういう記録提出をさらに求めるべきじゃないかという御意見もございましたし、さらに参考人もしくは証人として呼ぶべき方がおられるんじゃないかというような御意見もあるようでございます。今後の調査について、いかがいたしましょうか。

○田中健次委員 今後の調査ということもあるんですけども、会議録とか、それが非常にまだ、全然できてないんで、それがいつもらえるのか。それはできれば、連休に入りますので、来たらすぐに委員のところにコピーして郵送でも送っていただきたいんですよ。そうすれば、休みでも見ることができますし——会議録というもので、ああだったのかって、非常にあいまいなところもありますし、全体的にもう一度ちょっと見直すということも必要だと思いますので。

○伊藤委員長 会議録ですが、当然、校正前のものになりますが、いつごろ、どの回の分が出てくるような予定になってますかね。事務局のほう。

○森重局長 23日分が5月6日に出るそうです。

○田中健次委員 きょうとかあさってとかには、来んのですか。一部。

○伊藤委員長 順番に来るものですか、それは。

○藤井係長 きょう、19日分が。

○伊藤委員長 19日分がきょう。はい。20日分はいかがでしょう。

○藤井係長 20日、21日が30日です。

○伊藤委員長 20日、21日分が30日。で、23日が6日ですか。

○藤井係長 はい、5月6日。

○伊藤委員長 6日。ということであります。

19日の参考人に対する調査のものは28日。20日、21日のものが30日。23日の調査のものが6日ということ、これは校正前ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）校正前ではありますが、戻ってくるということ、これは順次お配りしたほうがよろしいですかね……。順次ということ、28日はきょうですね。30日というのはどうなんですか。

○田中健次委員 いえいえ、郵送で送ってください。かなり量があるでしょう。ファックスというわけにはいかんでしょう。

○伊藤委員長 というか、郵送であるとさらにラグが出るんで、もしかしたら取りに来たほうが早いと考えられる方もいらっしゃるんじゃないですか。

○田中健次委員 いえいえ、休みになる……。

○伊藤委員長 30日は平日で、6日も平日ですよ。ずっと平日です。この出てくる日は。

○土井委員 そりゃ、議会があいちよるときじゃないと、業者は持って来んよ。

○田中健次委員 郵送でもものが届くということもあるんでしょ。

○土井委員 いや、郵送たって、こっちがおらんのじゃから。

○田中健次委員委員 メールで来るんですか。

○土井委員 いや、何で来たって、おらんのじゃから、職員が。議会事務局に職員がおらんのじゃから。

○田中健次委員 職員がそのときには出してもらわんにゃいけん。

○伊藤委員長 今の出てくるという返事があった28日、30日、6日というのは、いずれも平日でありますから、恐らく取りに来られたほうが早いかなと思われませんが、それでよろしいですか。

○土井委員 時間を言うてもらったら。

○伊藤委員長 何時ごろ来るとかわかります。

○藤井係長 ファックスをさせていただきます。

○伊藤委員長 来た時点で。枚数というのはそんなに大きくないのかね。（「多い」と呼

ぶ者あり) じゃ、来た通知をメールでということですか、事務局は。

○藤井係長 ファクスでさせていただけたらと思いますが。

○伊藤委員長 来た通知をファクスで皆さんにお送りすると。よろしいですかね。(「はい」と呼ぶ者あり) では、そのようにさせていただきます。それを見てから、この後のということでしょうか。それを精査してから。

○田中健次委員 そのほうがいいんじゃないですか。また追加で2回するような変なことは困るから……

○伊藤委員長 ということですので、先ほどあった永田弁護士の回答も6日です。ですから、ただ、7日は何だかいっぱいありますが。体育館の記念式典とか、1時から勉強会も入ってますんで。10日以降ということになりましようかね。

では、お諮りしますが、次回の委員会ですが、7日の勉強会終了後と——午後ですが、勉強会終了後ということではよろしいですか。7日。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 はい。では、そのようにさせていただきます。

以上で、本日の調査について、すべて終了いたしました。これをもって委員会を散会いたします。

皆様、御起立ください。お疲れさまでした。

午前11時20分 散会

防府市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成22年4月28日

防府市議会災害土砂処理委託調査特別委員長 伊藤 央